

茨城県防災行政無線及び水防無線運営要綱

(昭和59年 3月12日制定)

全部改正 昭和60年 3月 1日

一部改正 平成元年 5月22日

一部改正 平成 5年 4月 1日

一部改正 平成13年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、茨城県防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)及び茨城県水防無線(以下「水防無線」という。)の適正な運営を図ることを目的として当該無線の設置、管理及び通信の運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)及びこれに基づく命令並びに地域衛星通信ネットワーク契約約款に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛星地球局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像及びデジタル画像を送受信することができる無線局をいう。
- (2) V S A T局 地域衛星通信ネットワークの構成機関で、衛星による通信のほか、アナログ映像の受信ができる無線局をいう。
- (3) 可搬型衛星地球局 県庁に常置し、災害が発生又は発生するおそれがある場合に災害現地等から衛星を介して電話、ファクシミリ及びデジタル画像を送信できる設備をいう。
- (4) 統制局 県庁に設置する多重無線局及び衛星地球局で、防災行政無線及び水防無線の通信の運用(以下「通信の運用」という。)を総合的に統制するものをいう。
- (5) 支部局 地方総合事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (6) 土木局 土木事務所に設置する多重無線局及びV S A T局をいう。
- (7) 中継局 専ら通信の中継のために設置する無線局をいう。
- (8) 端末局 県出先機関(地方総合事務所及び土木事務所を除く。)、市町村、消防本部及び防災関係機関に設置するV S A T局及び有線回線又はV S A T局のみの無線局をいう。
- (9) 有線端末局 支部局又は土木局から有線回線により、延長接続された箇所をいう。
- (10) 全県移動基地局 統制局及び中継局に設置する無線局で、全県移動局を通信相手とするものをいう。
- (11) 全県移動局 統制局、支部局等に常置する無線局で、県内を移動範囲とするものをいう。
- (12) 限定地区移動基地局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に設置する無線局で、当該機関の管内を移動範囲とする移動局を通信相手とするものをいう。
- (13) 限定地区移動局 土木事務所、港湾事務所及びダム管理所に常置する無線局で、限定地区移動基地局又は、限定地区移動局を通信相手とするものをいう。
- (14) 限定地区移動系 限定地区移動基地局と限定地区移動局との間及び限定地区移動局相互間の移動通信系をいう。
- (15) テレメータ系 電波を利用して、水位、雨量及び潮位等を測定するための固定通信系をいう。
- (16) 中央監視局 統制局に併設するテレメータ系の無線局で、水位、雨量及び潮位等の測定結果を収集、処理し同時に配信するものをいう。
- (17) 監視局 テレメータ系の無線局で、水位の測定結果を収集し、同時に中央監視局へ送信するものをいう。
- (18) 雨量観測局「A」 雨量観測点の端末局に設置するテレメータ系の端末設備で、雨量を測定し中央監視局に送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。
- (19) 雨量観測局「B」 雨量観測点に設置するテレメータ系の無線局で、雨量を測定し中央監視局へ送信するものをいう。
- (20) 水位観測局 水位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、水位を測定し中央監視局又は監視局へ送信するものをいう。
- (21) 潮位気象観測局 潮位観測点に設置するテレメータ系の無線局で、潮位等を測定し中央監視局へ送信するとともに、中央監視局が収集、処理したデータを選択受信するものをいう。

(22) テレメータ中継局 専らテレメータ系の中継のために設置する無線局をいう。

(23) 多重無線局 統制局、中継局、支部局及び土木局に設置する無線局をいう。

(24) 無線局等 無線局、有線端末局及び雨量観測局「A」をいう。

(無線局等の設置)

第3条 無線局等の区分、呼出名称及び設置（移動局にあつては、常置）の場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者及び副統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

2 統制管理者には、茨城県防災・危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副統制管理者には、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長（以下「防災・危機管理課長」という。）及び茨城県土木部河川課長（以下「河川課長」という。）の職にある者をもって充てる。

4 統制管理者は、防災行政無線及び水防無線の管理及び通信の運用を統括する。

5 防災・危機管理課長の職にある者をもって充てる副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系を除く無線局等について、河川課長の職にある者をもって充てる。副統制管理者は、テレメータ系及び限定地区移動系の無線局等について統制管理者を補佐し、統制管理者に事故あるときは、その職務を代行する。

(通信管理者)

第5条 無線局等に通信管理者を置く。

2 通信管理者には、次の名号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該名号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

(2) 支部局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(3) 端末局、有線端末局及び限定地区移動基地局 当該機関の長がその職員のうちから指名した者。

(4) 全県移動局、地区移動局及び限定地区移動局 移動局を常置する無線局の通信管理者。

(5) 中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

(6) 監視局及び雨量観測局「A」 当該端末局の通信管理者。

(7) 水位観測局及び雨量観測局「B」 当該無線局の設置場所を管轄区域とする土木事務所長がその職員のうちから指名した者。

(8) 潮位気象観測局 当該港湾事務所長がその職員のうちから指名した者。

3 通信管理者は、当該無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する。

(運用責任者)

第5条の1 VSAT局のみの機関においては、電波法第39条関連に基づき、無線従事者の配置及び業務書類等の備え付けが不要であることから、衛星通信設備の管理及び通信の運用に関する事務を掌理する運用責任者を置く。なお、運用責任者（正・副）は、当該機関の長が指名した者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局等に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者には、次の各号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。この場合において有線端末局、移動局及び雨量観測局「A」以外の無線局にあつては、無線従事者の資格を有する者でなければならない。

(1) 統制局及び中継局 防災・危機管理課長がその職員のうちから指名した者。

(2) 中央監視局及びテレメータ中継局 河川課長がその職員のうちから指名した者。

(3) 前各号以外の無線局等 通信管理者がその職員のうちから指名した者。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、その属する無線局等の管理及び通信の運用に関する事務を処理し、併せて当該無線設備の操作を行う。

(通信取扱者)

第7条 防災行政無線及び水防無線を使用する者（以下「通信取扱者」という。）は、無線局等が設置されている機関の職員でなければならない。

(無線局等の維持管理)

第8条 統制管理者は、無線局の機能が十分発揮できるよう維持管理しなければならない。

2 通信管理者又は運用責任者は、別に定める「茨城県防災行政無線及び水防無線保全要領」に基づき無線設備の保全を行わなければならない。

3 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の故障により2時間以上通信の運用を停止したときは、速やかにその旨を統制管理者に報告するものとする。

4 通信管理者又は運用責任者は、その属する無線局等の設置者所を変更しようとするときは、6か月前までにその旨を統制管理者に報告するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線局等の故障又は通信運用上の支障を生じたときは、その属する通信管理者に報告するとともに、統制局又は中央監視局の通信管理者に連絡するものとする。

(通信事項)

第9条 防災行政用無線局相互間の通信は、防災行政及び一般行政事務について行い、水防用無線局相互間の通信及び防災行政用無線局と水防用無線局間の通信は、水防事務について行うものとする。

(通信の運用)

第10条 通信の運用は、茨城県防災行政無線及び水防無線通信運用要領に基づき、統制管理者又は通信管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

(運用時間)

第11条 無線局等の運用時間は、常時とする。

(通信時間)

第12条 通信時間は、原則として1回につき、5分以内とする。

(通信の種別)

第13条 通信の種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急通信 災害その他特に緊急を要するとき、他の通信に優先して行う通信をいう。

(2) 普通通信 緊急通信以外の通信をいう。

(3) 一斉通信 2以上の無線局等(テレメータ系を除く)に対して同時に一方的に行う通信をいう。

(4) 個別通信 無線局等において個別に行う通信をいう。

(5) 観測通信 定時又は任意に水位、雨量及び潮位等の測定並びに収集、処理したデータの配信を行うための通信をいう。

(通信の制限)

第14条 統制管理者は、災害その他特に緊急を要する場合で必要と認めたとときは、通信を制限してこれを統制(以下「通信統制」という。)することができる。

2 統制管理者又は通信管理者は、通信統制を開始しようとするとき又は解除したときは、その旨を関係無線局等に周知するものとする。

(通信の手続)

第15条 通信取扱者は、次の名号に掲げる通信を行う場合は、それぞれ当該名号に定める者の承認を得ねばならない。

(1) 統制局から発信する緊急通信及び一斉通待にあたっては、統制管理者

(2) 支部局及び土木局から発信する緊急通信にあたっては、当該無線局の通信管理者

(3) 端末局又は有線端末局から発信する緊急通信にあたっては、当該無線局等の通信管理者又は運用責任者

(非常時の通信体制の確保)

第16条 通信管理者又は運用責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとときは、通信確保のための必要な要員及び電源の確保等の措置をとるものとする。

(保管書類等)

第17条 通信管理者は、法第60条に定める時計、無線検査簿1無線業務日誌、免許状、電波法令集、免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び届書の添付書類の写し並びに茨城県地域防災計画及び茨

城県水防計画を備え付け、これを保管しなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌（様式第1号）に所定の事項を毎日記載しなければならない。

（通信管理者等の異動報告）

第18条 無線局等が設置されている機関の長は、通信管理者、運用責任者又は通信取扱責任者等に異動があったときは、速やかに、通信管理者・運用責任者異動報告書又は通信取扱責任者異動報告書（様式第2号）により統制管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第19条 統制管理者は、災害時に適正かつ円滑に対応するため毎年2回以上通信訓練を実施するものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年5月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

テレメータ系

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
中央監視局	ぼうさい いばらきけん	水戸市笠原町978-6 茨城県庁内	
中 継 局	ぼうさい むこうやま	つくば市小田字向山国有林16か林小班 向山中継所内	
	ぼうさい たかすず	常陸太田市町屋富士山2559-1 高鈴山中継所内	
	すいぼう やまかたちゅうけい	常陸大宮市大字長沢653-1 山方中継所内	
	すいぼう みのわ	久慈郡大子町南多気1091 箕輪中継所内	
雨量観測局 (A)	ぼうさい けんせい	筑西市二木成615 筑西合同庁舎内	
	ぼうさい ほこたどぼく	鉾田市安房1414 鉾田工事事務所内	
	ぼうさい いたこどぼく	潮来市潮来1086-1 潮来土木事務所内	
	ぼうさい たかはぎどぼく	高萩市大字下手綱1405-2 高萩工事事務所内	
	ぼうさい おおみやどぼく	常陸大宮市野中3083 常陸大宮土木事務所内	
	ぼうさい おおたどぼく	常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内	
	ぼうさい けんぼく	水戸市柵町1-3 水戸合同庁舎内	
	ぼうさい さかいどぼく	猿島郡境町西泉田1293 境工事事務所内	
	ぼうさい いしげどぼく	常総市新石下1317-10 常総工事事務所内	
	ぼうさい つちうらどぼく	土浦市中高津1531 土浦土木事務所内	
雨量観測局 (B)	すいぼう だいごうりょう	久慈郡大子町大字大子1834-1 大宮土木事務所大子工務所内	
	すいぼう とうかいりょう	那珂郡東海村東海3-7-1 東海村役場内	
	すいぼう いなちょうしゃうりょう	つくばみらい市福田195 つくばみらい市役所内	
	すいぼう ひたちなかうりょう	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所内	
	すいぼう つくばとよさとうりょう	つくば市高野1197-20 豊里交流センター内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
雨 量 観 測 局 (B)	すいぼう かさまうりょう	笠間市中央3-2-1 笠間市役所内	
	すいぼう いばらきうりょう	東茨城郡茨城町大字小堤1080 茨城町役場内	
	すいぼう みのりうりょう	小美玉市堅倉835 小美玉市役所内	
	すいぼう ほうじょうりょう	つくば市北条4387 県立筑波高等学校内	
	すいぼう かすみがうらうりょう	かすみがうら市大字大和田828-5 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎内	
	すいぼう きたうらうりょう	行方市山田2654-10 行方市北浦庁舎内	
	すいぼう いわせうりょう	桜川市岩瀬64-2 桜川市岩瀬庁舎内	
	すいぼう さぬきうりょう	久慈郡大子町左貫字家ノ脇1422-1 左貫雨量観測所内	
	すいぼう わかこまやまうりょう	常陸太田市大字里川863-1 若駒山雨量観測所内	
	すいぼう やさとうりょう	石岡市柿岡2270 八郷雨量観測所内	
	すいぼう だいごころさわうりょう	久慈郡大子町上郷2601 旧黒沢中学校内	
	すいぼう みわうりょう	常陸大宮市高部5281-1 常陸大宮市美和支所内	
	すいぼう すいふうりょう	常陸太田市町田50-1 常陸太田市水府支所内	
	すいぼう じょうほくうりょう	東茨城郡城里町石塚1428-1 城里町コミュニティーセンター内	
	すいぼう うちはらうりょう	水戸市大字内原1395-1 水戸市内原支所内	
	すいぼう いわまうりょう	笠間市岩間5140 笠間市岩間支所内	
	すいぼう まかべうりょう	桜川市真壁町飯塚911 桜川市真壁庁舎内	
	すいぼう あさひうりょう	鉾田市造谷605-3 鉾田市旭庁舎内	
	すいぼう つくばきたしょうぼうりょう	つくば市大字沼田字西川面645 北消防署筑波分署内	
	すいぼう ちよだひたちのうりょう	かすみがうら市中佐谷1250 第1常陸野公園事務所内	
	すいぼう たまつくりうりょう	行方市甲404 行方市玉造庁舎内	
	すいぼう もりやうりょう	守谷市大柏950-1 守谷市役所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考	
局の区別	呼 出 名 称			
雨 量 観 測 局 (B)	すいぽう えがわきたしょうがっこうりょう	結城市田間1421 江川北小学校内		
	すいぽう あみうりょう	稲敷郡阿見町中央1-1-1 阿見町役場内		
	すいぽう あそうりょう	行方市麻生1561-9 行方市麻生庁舎内		
	すいぽう かしまとよさとうりょう	鹿嶋市須加1169 豊郷小学校内		
	すいぽう とりでしょうぼうりょう	取手市井野1264-1 取手市消防本部内		
	すいぽう はさきうりょう	神栖市波崎6530 神栖市波崎総合庁舎内		
	すいぽう さんわうりょう	古河市仁連2065 古河市三和庁舎内		
	すいぽう ひたちこうわんりょう	日立市久慈町1-3-21 日立港区事業所内		
	すいぽう しもつまうりょう	下妻市本城町2-22 下妻市役所内		
	すいぽう よしかみしょうがっこうりょう	久慈郡大子町下金沢217 依上小学校雨量観測所内		
	すいぽう なませしょうがっこうりょう	久慈郡大子町高柴1974 生瀬小学校雨量観測所内		
	すいぽう ころふじうりょう	久慈郡大子町頃藤754 頃藤雨量観測所内		
	すいぽう しんさとみばしうりょう	常陸太田市上深萩996 新里見橋雨量観測所内		
	すいぽう かみいせはたうりょう	常陸大宮市上伊勢畑364 上伊勢畑雨量観測所内		
	すいぽう ひぬまうりょう	鉾田市箕輪3604 涸沼雨量観測所内		
	すいぽう あいきょうばしうりょう	石岡市高浜1318 愛郷橋雨量観測所内		
	すいぽう やちようりょう	結城郡八千代町大字菅谷1170 八千代町役場内		
	すいぽう あずまうりょう	稲敷市佐原組新田1540-1 あずま雨量観測所内		
	水 位 観 測 局	すいぽう しもおせすい	常陸大宮市下小瀬2334地先 下小瀬水位観測局所内	
		すいぽう おおかたすい	常陸太田市大字大方2644 大方水位観測所内	
すいぽう せんばすい		水戸市下梅香地先 千波水位観測所内		
すいぽう せきどすい		ひたちなか市字柳沢2806 関戸水位観測所内		

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう ながおかばしすい	東茨城郡茨城町長岡字柿の木1813地先 長岡橋水位観測所内	
	すいぼう しもいしぎすい	東茨城郡茨城町下石崎1264 下石崎水位観測所内	
	すいぼう たかはしすい	東茨城郡茨城町奥の谷76-4地先 高橋水位観測所内	
	すいぼう せきもとしたすい	北茨城市関本下35-1 関本下水位観測所内	
	すいぼう しものみやすい	久慈郡大子町大字下野宮字常の前5794-2 下野宮水位観測所内	
	すいぼう いそはらすい	北茨城市中郷町上桜井字落合66地先 磯原水位観測所内	
	すいぼう うわおかすい	久慈郡大子町上岡字坂下1221-2地先 上岡水位観測所内	
	すいぼう だいごすい	久慈郡大子町大字大子766 久慈川橋水位観測所内	
	すいぼう しもてずなすい	高萩市高戸472 下手綱水位観測所内	
	すいぼう こすげすい	常陸太田市大字小菅729 小菅水位観測所内	
	すいぼう しまなすい	高萩市大字島名字椎の木下1690-1 島名水位観測所内	
	すいぼう しもひざわすい	常陸大宮市下檜沢1714 下檜沢水位観測所内	
	すいぼう しもむらたすい	常陸大宮市大字下村田字今掘931-2 下村田水位観測所内	
	すいぼう おおわだすい	日立市大和田町字万ヶ内654-4 大和田水位観測所内	
	すいぼう かつらばしすい	筑西市樋口129地先 桂橋水位観測所内	
	すいぼう いわせすい	桜川市岩瀬372-2 岩瀬水位観測所内	
	すいぼう せんざいすい	筑西市稲野辺字五軒東440-2 仙在水位観測所内	
	すいぼう はなわせばしすい	桜川市大字亀熊字塙世1529-3 塙世橋水位観測所内	
	すいぼう しもかわばしすい	石岡市柿岡竹の内2347-2 下川橋水位観測所内	
	すいぼう ちくまばしすい	筑西市東石田字堂の下1278-1地先 筑真橋水位観測所内	
	すいぼう だいじんばしすい	下妻市大宝字八幡959-5 大神橋水位観測所内	
	すいぼう おぎきばしすい	古河市東諸川537-1 尾崎橋水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう いしおかすい	石岡市大字石岡字国分7-8-3地先 石岡水位観測所内	
	すいぼう おがわすい	小美玉市田木谷字町田207-1 小川水位観測所内	
	すいぼう きみじまばすい	つくば市君島954地先 君島橋水位観測所内	
	すいぼう あさひばすい	鉾田市御城253-1地先 旭橋水位観測所内	
	すいぼう きたうらばすい	鉾田市串挽1925-1地先 北浦橋水位観測所内	
	すいぼう さくらばすい	土浦市田土部631地先 桜橋(田土部)水位観測所内	
	すいぼう くつかけばすい	坂東市沓掛2598 沓掛橋水位観測所内	
	すいぼう においばすい	土浦市桜町2-10-9地先 匂橋水位観測所内	
	すいぼう かみびぜんがわすいもん	土浦市大字佐野子286-2 上備前川排水機場内	
	すいぼう みつさかしんでんすい	常総市三坂新田1394 三坂新田水位観測所内	
	すいぼう こうだすい	坂東市幸田新田166 幸田排水機場内	
	すいぼう すがおぬますい	坂東市神田山3673-2地先 菅生沼水位局内	
	すいぼう はなわばすい	牛久市久野町3022地先 塙橋水位観測所	
	すいぼう かみやいたすい	つくばみらい市谷井田1417 上谷井田水位観測所内	
	すいぼう しょうじきばすい	牛久市正直町141地先 正直橋水位観測所内	
	すいぼう ほうしどすいもん	坂東市法師戸199地先 法師戸水門内	
	すいぼう たなかばすい	古河市砂井新田148 田中橋水位観測所内	
	すいぼう いなみやすい	古河市稲宮312 稲宮水位観測所内	
	すいぼう みつまたばすい	水戸市大場町4916 三又橋水位観測所内	
	すいぼう いたこおはすい	潮来市潮来6859番地地先 潮来大橋水位観測所内	
	すいぼう みややますい	筑西市宮山字内田476-1 宮山水位観測所内	
	すいぼう おおやがわばすい	筑西市外塚501番地先 大谷川橋水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう やじますい	行方市谷島字山下1002-2 谷島水位観測所内	
	すいぼう にしねばしすい	土浦市大字中字後田19 西根橋水位観測所内	
	すいぼう さくらがおかすい	取手市桜が丘1丁目43番地地先 桜が丘水位観測所内	
	すいぼう なかやはらばしすい	つくば市境松字境松102-8 中谷原橋水位観測所内	
	すいぼう あらいばしすい	つくば市新井字新井下318 新井橋水位観測所内	
	すいぼう しんかとりばしすい	坂東市庄右衛門新田992地先 新香取橋水位観測所内	
	すいぼう ごかすい	猿島郡五霞町大字江川字橋向4058地先 五霞水位観測所内	
	すいぼう やまかわばしすい	結城郡八千代町大字兵庫字悪水縁189-8地先 山川橋水位観測所内	
	すいぼう しろがねすい	日立市白銀町3丁目48-3 白銀水位観測所内	
	すいぼう おのやさしすい	北茨城市中郷町小野矢指598-2 小野矢指水位観測所内	
	すいぼう くじすい	日立市久慈町3丁目1376-1 久慈水位観測所内	
	すいぼう しもつはらすい	久慈郡大子町大字袋田2768-12 下津原水位観測所内	
	すいぼう じんやばしすい	つくば市谷田部5210 陣屋橋水位観測所内	
	すいぼう にしだばしすい	水戸市藤井町293-1地先 西田橋水位観測所内	
	すいぼう さいつかばしすい	古河市釈迦2017-3 才塚橋水位観測所内	
	すいぼう ひがしおおぬまちょうすい	日立市東大沼町2-29-3 東大沼町水位観測所内	
	すいぼう しんおおやばしすい	石岡市正上内16038-2 新大谷橋水位観測所内	
	すいぼう おばたばしすい	行方市小幡517-1 小幡橋水位観測所内	
	すいぼう さんやばしすい	北相馬郡利根町惣新田1710 三夜橋水位観測所内	
	すいぼう あさひばしすい	龍ヶ崎市小通幸谷町288 朝日橋水位観測所内	
	すいぼう こうあんじばしすい	石岡市片野685-3 光安寺橋水位観測所内	
	すいぼう ごりんどうばしすい	石岡市半田6-3 五輪堂橋水位観測所内	

無 線 局		設 置 (常 置) 場 所	備 考
局の区別	呼 出 名 称		
水 位 観 測 局	すいぼう おっとすい	土浦市乙戸南2-1 乙戸水位観測所内	
	すいぼう いしあらいぜきすい	常総市水海道橋本町3179-11 石洗堰水位観測所内	
	すいぼう ふたせばしすい	下妻市桐ヶ瀬520 双瀬橋水位観測所内	
	すいぼう たからばしすい	下妻市平沼72-1 宝橋水位観測所内	
	すいぼう みやとがわばしすい	猿島郡境町塚崎321-7 宮戸川橋水位観測所内	
	すいぼう たやちょうすい	水戸市田谷町1537-3 田谷町水位観測所内	
	すいぼう ほんでんばしすい	鉾田市上富田280 本田橋水位観測所内	
	すいぼう いわぎすい	常陸大宮市岩崎730 岩崎水位観測所内	
	すいぼう つじおおはしすい	潮来市辻2250 辻大橋水位観測所内	
	すいぼう たがわばしすい	結城市小森1867 田川橋水位観測所内	
	すいぼう こえとばしすい	結城市結城3791-4 越渡橋水位観測所内	
	すいぼう つむぎばしすい	結城市小田林71 つむぎ橋水位観測所内	
	すいぼう さわたりはしすい	水戸市自由が丘地先 沢渡橋水位観測所内	
	すいぼう いちのやすい	笠間市市野谷地先 市野谷水位観測所内	
	すいぼう かわねばしすい	笠間市押辺地先 川根橋水位観測所内	
	すいぼう ひがしかわねばしすい	那珂郡東海村村松地先 東川根橋水位観測所内	
	すいぼう すねしたばしすい	常陸大宮市野口平地先 久根下橋水位観測所内	
	すいぼう おおきたばしすい	北茨城市磯原町本町地先 大北橋水位観測所内	
	すいぼう しんそなればしすい	高萩市肥前町地先 新磯馴橋水位観測所内	
	すいぼう はなぬきばしすい	高萩市安良川地先 花貫橋水位観測所内	
	すいぼう いいなばしすい	鉾田市飯名地先 飯名橋水位観測所内	
	すいぼう すいもんきょうすい	行方市麻生地先 水門橋水位観測所内	

無線局		設置(常置)場所	備考
局の区別	呼出名称		
水位観測局	すいぼう びしやすしい	つくばみらい市古川地先 奉社水位観測所内	
	すいぼう えのきうちばしすしい	つくば市島名地先 榎内橋水位観測所内	
	すいぼう しもなかやますしい	筑西市下中山地先 下中山水位観測所内	
	すいぼう おかだはしすしい	常総市向石下地先 岡田橋水位観測所内	
	すいぼう さんぐうばしすしい	坂東市勘助新田地先 山宮橋水位観測所内	
	すいぼう すがたぜきすしい	取手市桑原地先 菅田堰水位観測所内	
	すいぼう やまとばしすしい	桜川市青木地先 大和橋水位観測所内	
水位雨量 観測局	すいぼう とよたうりょうすしい	北茨城市華川町白場字下川原618-1 豊田雨量水位観測所内	
	すいぼう くきざきばしうりょうすしい	つくば市森ノ郷55-2 荃崎橋雨量水位観測所内	
	すいぼう ふにゅうばしうりょうすしい	常陸大宮市家和楽49 常陸大宮土木事務所管内	
	すいぼう まちやうりょうすしい	常陸太田市西河内下町779-1 常陸太田工事事務所管内	
潮位気象 観測局	すいぼう かしまこうわんうりょう	神栖市大字東深芝13 鹿島港湾事務所内	
	すいぼう おおあらいこうわんうりょう	東茨城郡大洗町港中央7 大洗港区事業所内	
	すいぼう ひたちちょうい	日立市久慈町1-3 日立潮位観測所内	
	すいぼう おおつこう	北茨城市大津町仲町121 大津港	
無線標定 陸上局		つくば市大字谷田部5210 陣屋橋(谷田川)	電波 流速計
無線標定 陸上局		水戸市藤井町293-1地先 西田橋(西田川)	電波 流速計
		土浦市田土部地先 桜橋(桜川)	電波 流速計
		桜川市真壁町亀熊字塙世1529-3 塙世橋(桜川)	電波 流速計

通信管理者	通信取扱責任者

無線業務日誌 (平成 年 月 日)

免許人	茨城県	識別信号	無線局の種別
無線従事者	氏名		
	資格		
日	通信状況、機器の状況、移動の状況、その他		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
備考			

様式第2号 (第18条)

通信管理者異動報告書
運用責任者異動報告書
通信取扱責任者異動報告書

統制管理者殿
(防災・危機管理課扱い)

(局名) 当該機関の長

印

下記のとおり異動がありましたので、茨城県防災行政無線運営要綱第18条の規定により報告します。

	通信管理者及び運用責任者氏名		職名		異動年月日	
新						
旧						
	通信取扱責任者及び 運用責任者氏名	資格	免許証の番号 及び免許年月日	所 属	異動年月日	
現 状						
備考	・多重回線及び移動系無線局（支部局、土木局等）は、通信管理者及び通信取扱責任者を選任願います。 ・VSAT局（市町村、消防本部）は、運用責任者正・副を選任願います。					

水位計 位置図

道路一般国道		河川の現況	
路線番号	名称	河川名称	現況
1	1号	荒川	流況
2	2号	荒川	流況
3	3号	荒川	流況
4	4号	荒川	流況
5	5号	荒川	流況
6	6号	荒川	流況
7	7号	荒川	流況
8	8号	荒川	流況
9	9号	荒川	流況
10	10号	荒川	流況
11	11号	荒川	流況
12	12号	荒川	流況
13	13号	荒川	流況
14	14号	荒川	流況
15	15号	荒川	流況
16	16号	荒川	流況
17	17号	荒川	流況
18	18号	荒川	流況
19	19号	荒川	流況
20	20号	荒川	流況
21	21号	荒川	流況
22	22号	荒川	流況
23	23号	荒川	流況
24	24号	荒川	流況
25	25号	荒川	流況
26	26号	荒川	流況
27	27号	荒川	流況
28	28号	荒川	流況
29	29号	荒川	流況
30	30号	荒川	流況
31	31号	荒川	流況
32	32号	荒川	流況
33	33号	荒川	流況
34	34号	荒川	流況
35	35号	荒川	流況
36	36号	荒川	流況
37	37号	荒川	流況
38	38号	荒川	流況
39	39号	荒川	流況
40	40号	荒川	流況
41	41号	荒川	流況
42	42号	荒川	流況
43	43号	荒川	流況
44	44号	荒川	流況
45	45号	荒川	流況
46	46号	荒川	流況
47	47号	荒川	流況
48	48号	荒川	流況
49	49号	荒川	流況
50	50号	荒川	流況
51	51号	荒川	流況
52	52号	荒川	流況
53	53号	荒川	流況
54	54号	荒川	流況
55	55号	荒川	流況
56	56号	荒川	流況
57	57号	荒川	流況
58	58号	荒川	流況
59	59号	荒川	流況
60	60号	荒川	流況
61	61号	荒川	流況
62	62号	荒川	流況
63	63号	荒川	流況
64	64号	荒川	流況
65	65号	荒川	流況
66	66号	荒川	流況
67	67号	荒川	流況
68	68号	荒川	流況
69	69号	荒川	流況
70	70号	荒川	流況
71	71号	荒川	流況
72	72号	荒川	流況
73	73号	荒川	流況
74	74号	荒川	流況
75	75号	荒川	流況
76	76号	荒川	流況
77	77号	荒川	流況
78	78号	荒川	流況
79	79号	荒川	流況
80	80号	荒川	流況
81	81号	荒川	流況
82	82号	荒川	流況
83	83号	荒川	流況
84	84号	荒川	流況
85	85号	荒川	流況
86	86号	荒川	流況
87	87号	荒川	流況
88	88号	荒川	流況
89	89号	荒川	流況
90	90号	荒川	流況
91	91号	荒川	流況
92	92号	荒川	流況
93	93号	荒川	流況
94	94号	荒川	流況
95	95号	荒川	流況
96	96号	荒川	流況
97	97号	荒川	流況
98	98号	荒川	流況
99	99号	荒川	流況
100	100号	荒川	流況

地すべり防止区域指定表	
区域番号	名称
1	1号
2	2号
3	3号
4	4号
5	5号
6	6号
7	7号
8	8号
9	9号
10	10号
11	11号
12	12号
13	13号
14	14号
15	15号
16	16号
17	17号
18	18号
19	19号
20	20号
21	21号
22	22号
23	23号
24	24号
25	25号
26	26号
27	27号
28	28号
29	29号
30	30号
31	31号
32	32号
33	33号
34	34号
35	35号
36	36号
37	37号
38	38号
39	39号
40	40号
41	41号
42	42号
43	43号
44	44号
45	45号
46	46号
47	47号
48	48号
49	49号
50	50号
51	51号
52	52号
53	53号
54	54号
55	55号
56	56号
57	57号
58	58号
59	59号
60	60号
61	61号
62	62号
63	63号
64	64号
65	65号
66	66号
67	67号
68	68号
69	69号
70	70号
71	71号
72	72号
73	73号
74	74号
75	75号
76	76号
77	77号
78	78号
79	79号
80	80号
81	81号
82	82号
83	83号
84	84号
85	85号
86	86号
87	87号
88	88号
89	89号
90	90号
91	91号
92	92号
93	93号
94	94号
95	95号
96	96号
97	97号
98	98号
99	99号
100	100号

急傾斜地崩壊危険区域指定表	
区域番号	名称
1	1号
2	2号
3	3号
4	4号
5	5号
6	6号
7	7号
8	8号
9	9号
10	10号
11	11号
12	12号
13	13号
14	14号
15	15号
16	16号
17	17号
18	18号
19	19号
20	20号
21	21号
22	22号
23	23号
24	24号
25	25号
26	26号
27	27号
28	28号
29	29号
30	30号
31	31号
32	32号
33	33号
34	34号
35	35号
36	36号
37	37号
38	38号
39	39号
40	40号
41	41号
42	42号
43	43号
44	44号
45	45号
46	46号
47	47号
48	48号
49	49号
50	50号
51	51号
52	52号
53	53号
54	54号
55	55号
56	56号
57	57号
58	58号
59	59号
60	60号
61	61号
62	62号
63	63号
64	64号
65	65号
66	66号
67	67号
68	68号
69	69号
70	70号
71	71号
72	72号
73	73号
74	74号
75	75号
76	76号
77	77号
78	78号
79	79号
80	80号
81	81号
82	82号
83	83号
84	84号
85	85号
86	86号
87	87号
88	88号
89	89号
90	90号
91	91号
92	92号
93	93号
94	94号
95	95号
96	96号
97	97号
98	98号
99	99号
100	100号

港灣表	
港名	水深
1	1号
2	2号
3	3号
4	4号
5	5号
6	6号
7	7号
8	8号
9	9号
10	10号
11	11号
12	12号
13	13号
14	14号
15	15号
16	16号
17	17号
18	18号
19	19号
20	20号
21	21号
22	22号
23	23号
24	24号
25	25号
26	26号
27	27号
28	28号
29	29号
30	30号
31	31号
32	32号
33	33号
34	34号
35	35号
36	36号
37	37号
38	38号
39	39号
40	40号
41	41号
42	42号
43	43号
44	44号
45	45号
46	46号
47	47号
48	48号
49	49号
50	50号
51	51号
52	52号
53	53号
54	54号
55	55号
56	56号
57	57号
58	58号
59	59号
60	60号
61	61号
62	62号
63	63号
64	64号
65	65号
66	66号
67	67号
68	68号
69	69号
70	70号
71	71号
72	72号
73	73号
74	74号
75	75号
76	76号
77	77号
78	78号
79	79号
80	80号
81	81号
82	82号
83	83号
84	84号
85	85号
86	86号
87	87号
88	88号
89	89号
90	90号
91	91号
92	92号
93	93号
94	94号
95	95号
96	96号
97	97号
98	98号
99	99号
100	100号

急傾斜地崩壊危険区域指定表	
区域番号	名称
1	1号
2	2号
3	3号
4	4号
5	5号
6	6号
7	7号
8	8号
9	9号
10	10号
11	11号
12	12号
13	13号
14	14号
15	15号
16	16号
17	17号
18	18号
19	19号
20	20号
21	21号
22	22号
23	23号
24	24号
25	25号
26	26号
27	27号
28	28号
29	29号

危機管理型水位計 設置位置図

道路表		河川の状況	
①一般国道	②主要地方道	河川名	河川番号
③一般県道	④一般市道	河川番号	河川名
⑤一般町道	⑥一般村道	河川番号	河川名
⑦一般区道	⑧一般町道	河川番号	河川名
⑨一般村道	⑩一般区道	河川番号	河川名
⑪一般町道	⑫一般村道	河川番号	河川名
⑬一般区道	⑭一般町道	河川番号	河川名
⑮一般村道	⑯一般区道	河川番号	河川名
⑰一般町道	⑱一般村道	河川番号	河川名
⑲一般区道	⑳一般町道	河川番号	河川名
㉑一般村道	㉒一般区道	河川番号	河川名
㉓一般町道	㉔一般村道	河川番号	河川名
㉕一般区道	㉖一般町道	河川番号	河川名
㉗一般村道	㉘一般区道	河川番号	河川名
㉙一般町道	㉚一般村道	河川番号	河川名
㉛一般区道	㉜一般町道	河川番号	河川名
㉝一般村道	㉞一般区道	河川番号	河川名
㉟一般町道	㊱一般村道	河川番号	河川名
㊲一般区道	㊳一般町道	河川番号	河川名
㊴一般村道	㊵一般区道	河川番号	河川名
㊶一般町道	㊷一般村道	河川番号	河川名
㊸一般区道	㊹一般町道	河川番号	河川名
㊺一般村道	㊻一般区道	河川番号	河川名
㊼一般町道	㊽一般村道	河川番号	河川名
㊾一般区道	㊿一般町道	河川番号	河川名

急傾斜地崩壊危険区域指定表	
区域番号	区域名
1	大谷川
2	山田川
3	山田川
4	山田川
5	山田川
6	山田川
7	山田川
8	山田川
9	山田川
10	山田川
11	山田川
12	山田川
13	山田川
14	山田川
15	山田川
16	山田川
17	山田川
18	山田川
19	山田川
20	山田川
21	山田川
22	山田川
23	山田川
24	山田川
25	山田川
26	山田川
27	山田川
28	山田川
29	山田川
30	山田川
31	山田川
32	山田川
33	山田川
34	山田川
35	山田川
36	山田川
37	山田川
38	山田川
39	山田川
40	山田川
41	山田川
42	山田川
43	山田川
44	山田川
45	山田川
46	山田川
47	山田川
48	山田川
49	山田川
50	山田川

地すべり防止区域指定表	
区域番号	区域名
1	大谷川
2	山田川
3	山田川
4	山田川
5	山田川
6	山田川
7	山田川
8	山田川
9	山田川
10	山田川
11	山田川
12	山田川
13	山田川
14	山田川
15	山田川
16	山田川
17	山田川
18	山田川
19	山田川
20	山田川
21	山田川
22	山田川
23	山田川
24	山田川
25	山田川
26	山田川
27	山田川
28	山田川
29	山田川
30	山田川
31	山田川
32	山田川
33	山田川
34	山田川
35	山田川
36	山田川
37	山田川
38	山田川
39	山田川
40	山田川
41	山田川
42	山田川
43	山田川
44	山田川
45	山田川
46	山田川
47	山田川
48	山田川
49	山田川
50	山田川

遊水池表	
遊水池番号	遊水池名
1	大谷川
2	山田川
3	山田川
4	山田川
5	山田川
6	山田川
7	山田川
8	山田川
9	山田川
10	山田川
11	山田川
12	山田川
13	山田川
14	山田川
15	山田川
16	山田川
17	山田川
18	山田川
19	山田川
20	山田川
21	山田川
22	山田川
23	山田川
24	山田川
25	山田川
26	山田川
27	山田川
28	山田川
29	山田川
30	山田川
31	山田川
32	山田川
33	山田川
34	山田川
35	山田川
36	山田川
37	山田川
38	山田川
39	山田川
40	山田川
41	山田川
42	山田川
43	山田川
44	山田川
45	山田川
46	山田川
47	山田川
48	山田川
49	山田川
50	山田川

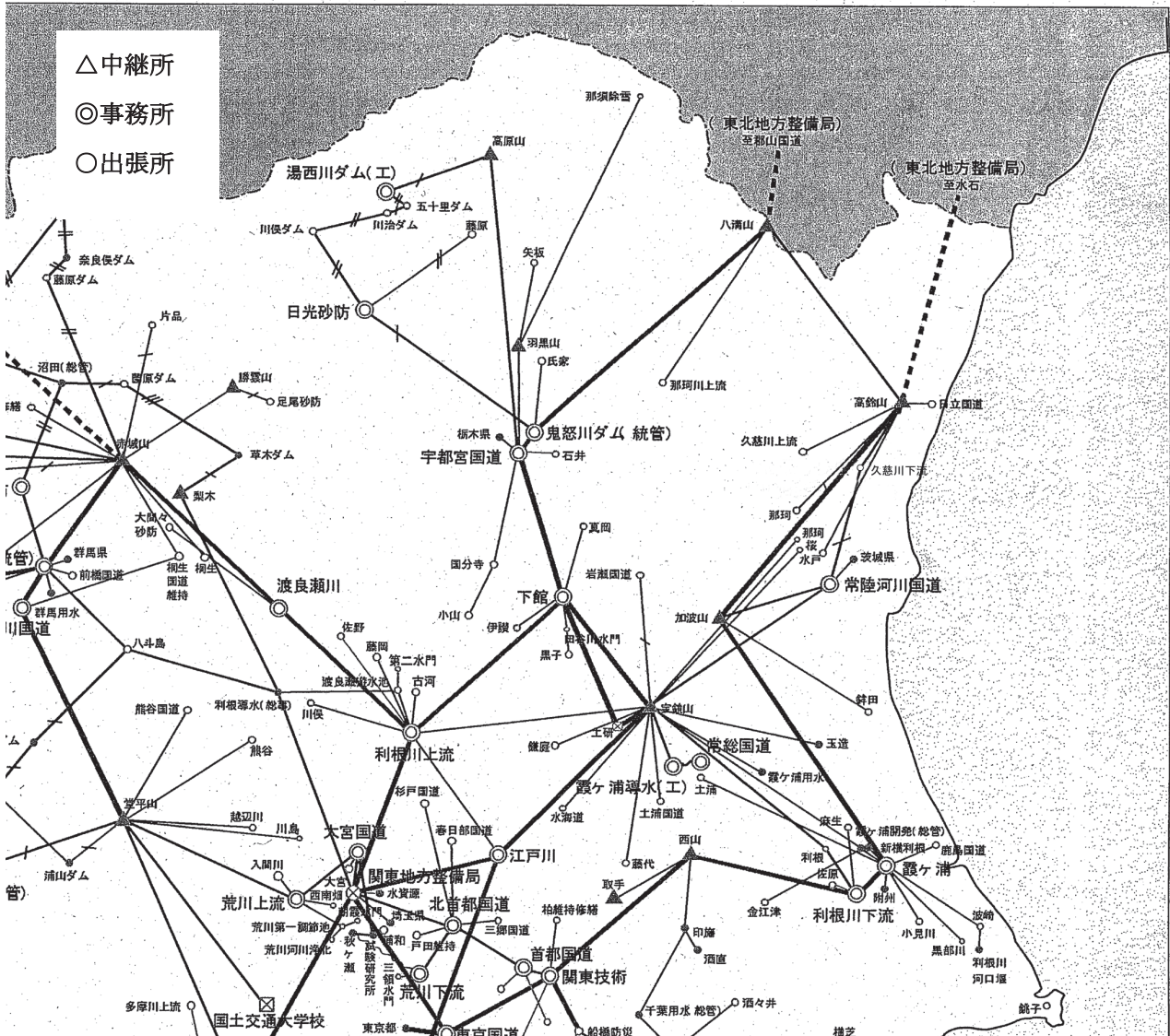


△ : 危機管理型水位計 118局


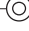
凡	例
1	第一種
2	第二種
3	第三種
4	第四種
5	第五種
6	第六種
7	第七種
8	第八種
9	第九種
10	第十種
11	第十一種
12	第十二種
13	第十三種
14	第十四種
15	第十五種
16	第十六種
17	第十七種
18	第十八種
19	第十九種
20	第二十種
21	第二十一種
22	第二十二種
23	第二十三種
24	第二十四種
25	第二十五種
26	第二十六種
27	第二十七種
28	第二十八種
29	第二十九種
30	第三十種
31	第三十一種
32	第三十二種
33	第三十三種
34	第三十四種
35	第三十五種
36	第三十六種
37	第三十七種
38	第三十八種
39	第三十九種
40	第四十種
41	第四十一種
42	第四十二種
43	第四十三種
44	第四十四種
45	第四十五種
46	第四十六種
47	第四十七種
48	第四十八種
49	第四十九種
50	第五十種

1:200,000



国土交通省無線連絡系統図（多重回線）（国→県）



データ1回線，電話・ファックス共用9回線

国土交通省 水防水戸（県庁）  —————  国土交通水戸
（常陸河川国道水戸庁舎）

電話・ファックス共用1回線

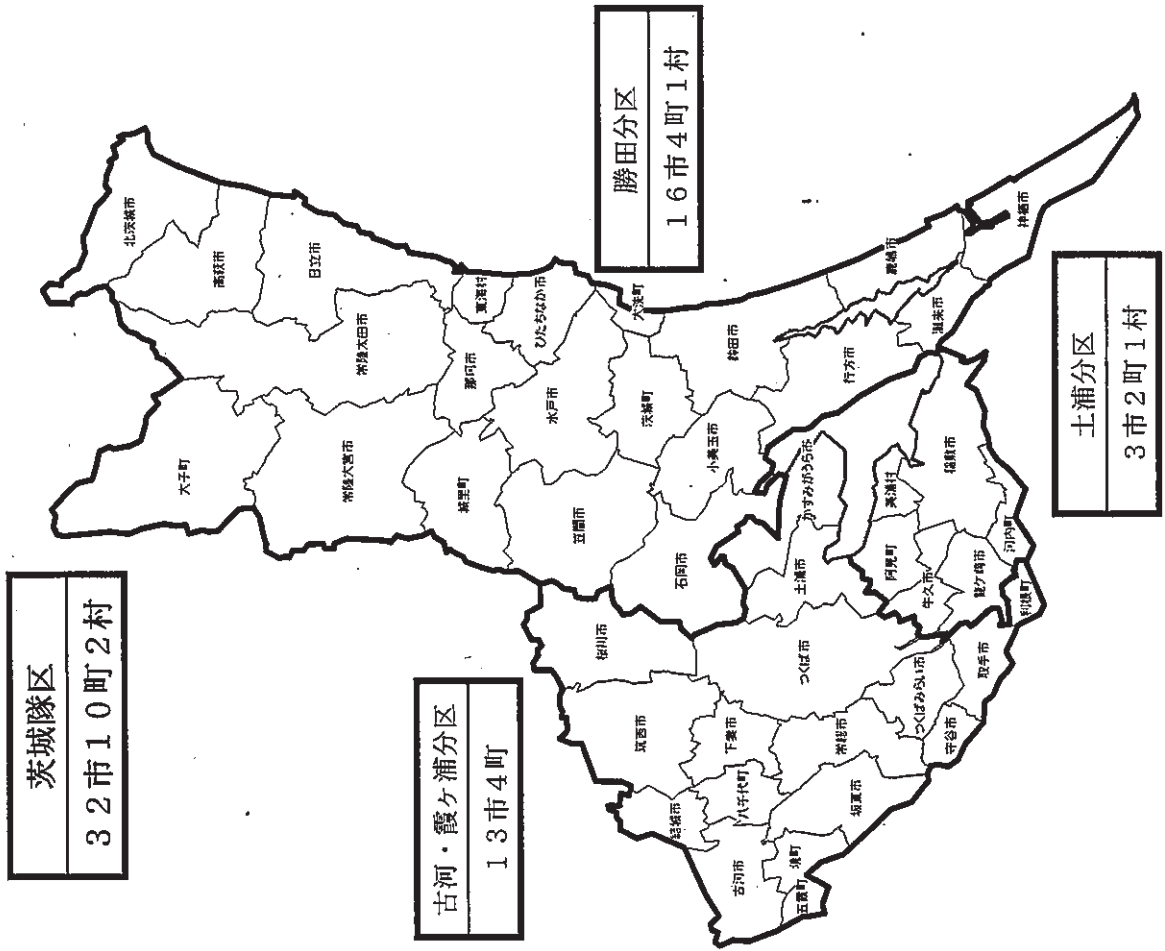
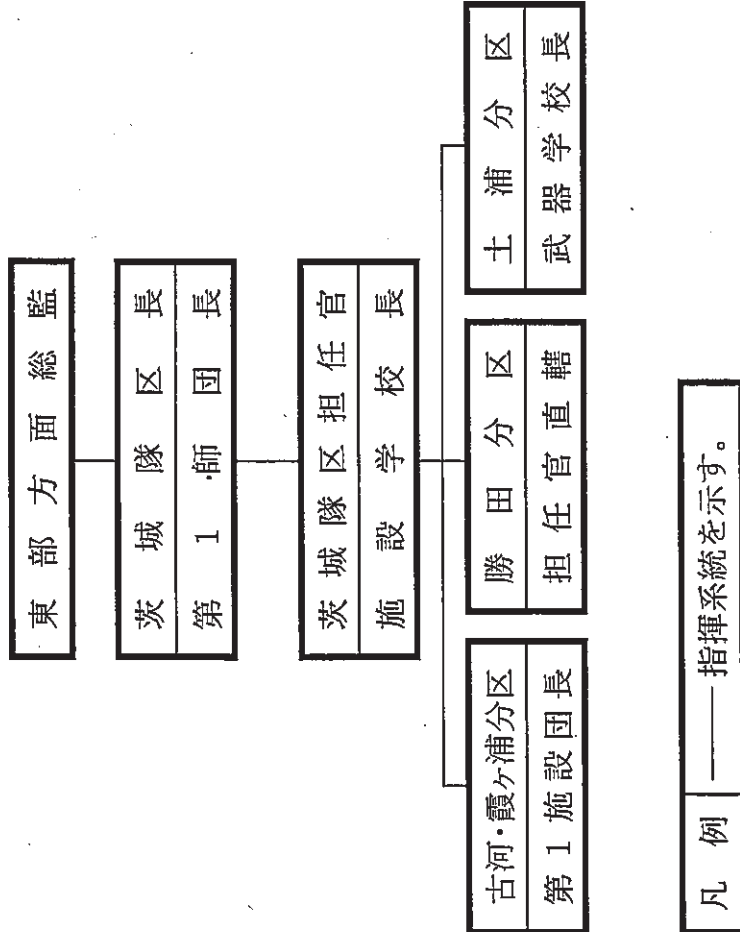
消防系 消防茨城県（県庁）  —————  消防水戸
（常陸河川国道水戸庁舎）

茨城県庁 国土交通省マイクロ回線番号

	（電 話）	（FAX）
河 川 課	83-765-4488~4490	83-765-4499
ダム砂防室	83-765-4480	
道路維持課	83-765-4458	83-765-4469

自衛隊茨城隊区指揮系統及び災害派遣担任区分

茨城隊区の指揮系統



洪水予報河川及び水位周知河川について

洪水予報河川

流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を洪水予報河川に指定します。洪水予報河川に指定した河川は、茨城県が今後の河川の水位がどのように変化するか予測し、水位が一定の基準（氾濫危険水位など）を超えると予想されるときに、茨城県と水戸地方気象台とが共同して洪水予報を発表します。

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定します。水位周知河川に指定した河川は洪水特別警戒水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知または周知します。

○国管理河川

河 川 名	指定年月日
久慈川※	平成 14 年 6 月 28 日
利根川※、江戸川※	平成 17 年 3 月 28 日
鬼怒川※、渡良瀬川※	平成 17 年 3 月 31 日
霞ヶ浦※、北浦※、常陸利根川※、鱒川※、小貝川※	平成 17 年 7 月 7 日
那珂川※、里川、山田川、桜川、澗沼川、藤井川、大谷川※	平成 18 年 7 月 6 日
横利根川	平成 19 年 1 月 11 日

(※：洪水予報河川)

○県管理河川

河 川 名	指定年月日
桜川※	平成 18 年 3 月 30 日
大北川、花園川、十王川、押川	平成 20 年 3 月 24 日
巴川、澗沼川、五行川	平成 20 年 7 月 31 日
花貫川、前川、久慈川、里川、浅川、茂宮川、関根川	平成 21 年 3 月 23 日
八間掘川	平成 29 年 5 月 29 日
恋瀬川	平成 29 年 8 月 28 日

(※：洪水予報河川)

洪水浸水想定区域について

洪水浸水想定区域の定義

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川などにおいて、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、水深、浸水継続時間等を示した区域図をいいます。

○国管理河川

(令和5年4月1日現在)

河川名	指定年月日	備考
鬼怒川	平成28年8月2日	想定最大規模降雨
久慈川、里川、山田川、那珂川、藤井川、桜川、澗沼川	平成28年5月30日	〃
霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鱒川、小貝川、横利根川	平成28年8月18日	〃
小貝川、大谷川	平成29年3月21日	〃
利根川、江戸川、思川	平成29年7月20日	〃
渡良瀬川	平成29年7月20日	〃

○県管理河川

(令和5年4月1日現在)

河川名	指定年月日	備考
八間掘川、五行川	平成29年5月29日	想定最大規模降雨
恋瀬川、前川、巴川、澗沼川 久慈川、押川、里川、浅川、茂宮川 花貫川、十王川、関根川	平成29年8月28日	〃
桜川(土浦)、大北川、花園川	平成29年9月28日	〃
桜川(水戸)、藤井川、山田川、竜神川、中通川、谷田川、北浦川 大正堀川、田川、向堀川	令和4年2月28日	〃
澗沼川、桜川(土浦)、恋瀬川	令和4年2月28日	想定最大規模降雨 (区域の延伸)

洪水ハザードマップの公表状況

洪水ハザードマップの定義

水防法第14条に基づき浸水想定区域の指定があったときは、同法第15条に基づき市町村地域防災計画に必要な事項を定めることとなっており、当該市町村長は、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成することとなっています。

洪水ハザードマップは、河川の氾濫において、想定される浸水の状況や避難所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路等、災害時避難する際の住民にとって、必要な諸情報をわかりやすくまとめた地図であり、住民の防災意識を高めるために大きな役割を果たし、災害が起きたときの被害を最小限に食い止めるため、非常に有効なものとなります。

茨城県では、市町村が作成する洪水ハザードマップに対して、技術的支援を行っています。

市町村別対象河川

(令和5年4月現在)

市町村	対 象 河 川
水戸市	那珂川、藤井川、桜川、澗沼川
日立市	久慈川、山田川、里川、十王川、茂宮川、花貫川
土浦市	霞ヶ浦、桜川
古河市	利根川、渡良瀬川、思川、鬼怒川
石岡市	霞ヶ浦、恋瀬川
結城市	鬼怒川、田川放水路、田川
龍ヶ崎市	小貝川、利根川、霞ヶ浦
下妻市	鬼怒川、小貝川、大谷川、八間堀川
常総市	利根川、鬼怒川、小貝川、大谷川、八間堀川
常陸太田市	久慈川、里川、山田川、浅川、茂宮川
高萩市	関根川、花貫川
北茨城市	大北川、花園川
笠間市	澗沼川
取手市	利根川、小貝川、鬼怒川
つくば市	小貝川、鬼怒川、桜川
ひたちなか市	那珂川、桜川、澗沼川
鹿嶋市	北浦、鱒川、常陸利根川
潮来市	利根川、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、小貝川、鱒川、前川

市町村	対 象 河 川
守谷市	利根川、鬼怒川、小貝川
常陸大宮市	久慈川、那珂川
那珂市	久慈川、那珂川、山田川、浅川
筑西市	鬼怒川、小貝川、大谷川、田川放水路、五行川
坂東市	利根川、渡良瀬川、鬼怒川
稲敷市	霞ヶ浦、常陸利根川、横利根川、利根川、小貝川
かすみがうら市	霞ヶ浦、恋瀬川
神栖市	利根川、北浦、常陸利根川、小貝川、霞ヶ浦、鰯川
行方市	霞ヶ浦、北浦、常陸利根川
鉾田市	北浦、巴川
つくばみらい市	鬼怒川、小貝川、八間堀川
小美玉市	霞ヶ浦、巴川
茨城町	湊沼川、那珂川、桜川
大洗町	那珂川、湊沼川、桜川
城里町	那珂川、藤井川
東海村	久慈川、山田川、里川
大子町	久慈川、押川
美浦村	霞ヶ浦
阿見町	霞ヶ浦、桜川
河内町	利根川、小貝川、霞ヶ浦、常陸利根川
八千代町	鬼怒川
五霞町	利根川、江戸川
境町	利根川、渡良瀬川、思川
利根町	利根川、小貝川、霞ヶ浦、常陸利根川

津波ハザードマップの公表状況

津波ハザードマップの定義

地震防災対策特別措置法第14条2項に基づき、市町村は、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることにより、住民に周知させるよう努めなければならないこととなっています。

津波ハザードマップは、津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を加えたものであり、住民の避難や施設の必要性の検討などに有効であるほか、防災教育や防災意識の啓発と高揚に活用できます。

(1) 公表済（令和5年4月1日現在）

神栖市、鹿嶋市、銚田市、大洗町、水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市、高萩市、北茨城市

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

茨城県

図面 対照路 番号	線名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	道路 情報 板	前年度 通行止実績 回数	前年度 通行止実績 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自	至		規制基準値(mm)	通行 時間	雨量						
			延長 (km)	止 量										
1461号	常陸太田市折橋町国有林	常陸太田市折橋町国有林	常陸太田市下高倉町字五十畑	2.0	なし	200	常陸太田工事(河)	落	C-2	0	0.0	53		
国道計			1区間	2.0					C-2	0	0.0			

道路種別 主要地方道

図面 対照路 番号	線名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	道路 情報 板	前年度 通行止実績 回数	前年度 通行止実績 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自	至		規制基準値(mm)	通行 時間	雨量						
			延長 (km)	止 量										
2(1)号	笠間線	戸	笠間市片庭	1.0	なし	200	笠間観測所(気)	土砂崩落	C-2	0	0.0	54		
3(8)号	鉾田線	田	鉾田市借宿	0.1	なし	200	水戸気象台(気)	道路冠水	なし	0	0.0	53		
4(10)号	いわき線	萩	鉾田市借宿	1.0	なし	200	鉾田工事(河)	路肩崩落	C-2	0	0.0	H26		
5(22)号	茨城大子線	高	北茨城市関本町富士ヶ丘	6.2	なし	220	花園観測所(気)	土砂崩落	B-1	0	0.0	46		
6(22)号	茨城大子線	高	北茨城市中郷町松井	5.7	なし	200	水沼ダム	路肩崩落	C-2	0	0.0	53		
7(22)号	茨城大子線	常陸	高萩市上君田	3.5	なし	200	小田ダム	土砂崩落	C-2	0	0.0	53		
8(27)号	大津港線	高	高萩市下君田	10.0	なし	220	花園観測所(気)	路肩崩落	B-1	0	0.0	53		
9(27)号	大津港線	高	北茨城市関本町花園	6.0	なし	220	水沼ダム	路肩崩落	C-2	0	0.0	53		
10(28)号	大子那須線	大	北茨城市関本町富士ヶ丘	9.6	なし	220	花園観測所(気)	路肩崩落	C-2	0	0.0	54		

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

次城県

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	迂回 路	道路 情報 板	道路 種別	前年度 通行止実績		備 考			
			自 至	町村字 町村字		延長 (km)	通行 時間	雨量 連続					雨量 連続	雨量 連続		回数	延時間	年度
11	(2 9 号) 常陸太田那須烏山線	陸 常陸太田市棚谷町	陸 常陸太田市棚谷町	2.8	なし	なし	200	地すべり	(主)常陸太田大子線 (主)常陸那珂港山方線 (一)和田上河合線	B-2 C-1	-	0	0.0	53	道路交通遮断装置			
12	(2 9 号) 常陸太田那須烏山線	陸 常陸太田市赤土町	陸 常陸太田市下檜沢3,744	0.3	なし	なし	200	落	(主)常陸太田那須烏山線 (主)常陸那珂港山方線 (一)和田上河合線	C-2	-	0	0.0	53				
13	(3 2 号) 大子美和線	久慈郡大子町大沢	久慈郡大子町大沢	9.8	なし	なし	200	落	(主)常陸太田那須烏山線 (主)大子黒羽線 (主)常陸太田那須烏山線	C-1	-	0	0.0	54				
14	(3 2 号) 大子美和線	陸 常陸太田市高部	陸 常陸太田市高部	1.4	なし	なし	200	崩	(主)常陸太田那須烏山線 (主)大子黒羽線 (主)常陸太田那須烏山線	C-1	-	0	0.0	54				
15	(3 3 号) 常陸太田大子線	久慈郡大子町小生瀬	久慈郡大子町小生瀬	3.2	なし	なし	200	土砂崩落	(主)常陸太田那須烏山線 (主)大子黒羽線 (主)常陸太田那須烏山線	C-2	-	0	0.0	54				
16	(3 6 号) 日立山方線	陸 常陸太田市赤土町一本松1464	陸 常陸太田市赤土町一本松1464	4.0	なし	なし	200	崩落	(主)常陸太田那須烏山線 (主)常陸太田大子線 (主)常陸那珂港山方線 (一)和田上河合線	C-2	-	0	0.0	53				
17	(3 9 号) 笠間緒川線	太 常陸太田市西染町1,505-1	太 常陸太田市西染町1,505-1	1.0	なし	なし	200	落	(主)水戸気象台 (気) 水戸土木 (河)	B-1	-	0	0.0	50				
18	(4 2 号) 笠間つくば線	戸 常陸太田市赤土町楢子	戸 常陸太田市赤土町楢子	1.5	なし	なし	200	地すべり	(主)水戸気象台 (気) 笠間観測所 (気) 水戸土木 (河)	C-1	-	0	0.0	53				
19	(4 2 号) 笠間つくば線	戸 常陸太田市赤土町楢子	戸 常陸太田市赤土町楢子	3.0	なし	なし	200	地すべり	(主)水戸気象台 (気) 高層気象台 (気) 土浦土木 (河)	B-1 C-1	-	0	0.0	53				
20	(5 7 号) 常陸那珂港南線	陸 常陸那珂港町阿字ヶ浦町	陸 常陸那珂港町阿字ヶ浦町	1.6	30	593	50	法面崩落	(主)常陸海浜公園線 (一)常陸海浜公園線	A-4	-	0	0.0	H12				
21	(5 7 号) 常陸那珂港南線	大 常陸那珂港町新光町	大 常陸那珂港町新光町	2.9	30	3,956	50	路肩崩落	(主)常陸海浜公園線 (一)常陸海浜公園線	A-3	-	0	0.0	H12				
22	(6 6 号) 日立中央インター線	社 日立市助川町	社 日立市助川町	1.6	30	5,456	50	路肩崩落	(主)日立有料道路 管理事務所 (道)	A-3	-	0	0.0	H5	1箇所			
主要地方道計				2	1	76.2	100	土砂崩落		A-10 B-6 C-27	-	0	0.0					

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

茨城県

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回 経路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度		指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 郡市	至 町村		延長 (km)	通行 時間	注意 雨量					通行 雨量	延滞 雨量		
23	(1 1 1 号) 高萩 萩 瑞 線	萩 萩 高 萩	高萩市下君田字菅	町村字	11.0	なし	なし	なし	落 路 土	(注)北茨城太子線 (一)上君田大能線 (国)461号 (国)349号	C-1	-	0	0.0	S60	
24	(1 1 9 号) 真岡 岩 瀬 線	西 萩	高萩市下君田字柳沢	町村字	0.9	なし	なし	なし	土 砂 崩 落	(一)西小高真岡線	B-1	-	0	0.0	H5	
25	(1 3 8 号) 石岡 つくば 線	浦 土	桜川市大泉	町村字	5.5	なし	なし	なし	法 面 崩 落	なし	B-2	-	0	0.0	S53	
26	(1 6 5 号) 山方 常陸 大宮 線	常 大	つくば市平沢	町村字	2.0	なし	なし	なし	崩 落	(国)118号	C-2	-	0	0.0	S53	
27	(2 1 2 号) 赤沢 茂木 線	水 戸	常陸大宮市小貫3,096	町村字	0.5	なし	なし	なし	土 砂 崩 落	(国)123号	B-1	-	0	0.0	S46	
28	(2 3 6 号) 筑波 公園 永井 線	浦 土	東茨城郡城里町御前山	町村字	11.7	なし	なし	なし	落 路 土	(注)笠間つくば線 (一)上君田大能線 (国)461号 (国)349号 (注)北茨城太子線	A-3	-	0	0.0	H16	
29	(2 4 5 号) 上君田 小妻 線	萩 高	つくば市菰波	町村字	3.5	なし	なし	なし	落 路 土	(注)笠間つくば線 (一)上君田大能線 (国)461号 (国)349号 (注)北茨城太子線	なし	-	0	0.0	S60	
30	(2 4 5 号) 上君田 小妻 線	陸 常	高萩市上君田	町村字	8.1	なし	なし	なし	落	(国)349号 (国)461号 (注)北茨城太子線	なし	-	0	0.0	S60	
31	(2 4 9 号) 山方 水府 線	大 常	常陸太田市市有林高萩市界	町村字	2.1	なし	なし	なし	土 砂 崩 落	(国)118号	C-1	-	0	0.0	S54	
32	(2 8 7 号) 山内 上小 瀬 線	大 常	常陸太田市市有林高萩市界	町村字	1.1	なし	なし	なし	落	なし	なし	-	0	0.0	S53	
33	(3 2 1 号) 上輪沢下小川 停車場 線	大 常	常陸太宮市久隆1,031	町村字	5.9	なし	なし	なし	土 砂 崩 落	なし	C-1	-	0	0.0	S53	
一 般 県 道 計			1	1	区 間	52.3					A-3 B-4 C-7	-	0	0.0		
都 道 府 県 道 合 計			3	2	区 間	128.5					A-13 B-10 C-34	-	0	0.0		

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

茨城県

道路種別 一般国道

区画 対照路 番号	線 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危 険 内 容	迂 回	道 路 情 報 板	道 路 モ ニ タ ー	前年度		指 定 年 度	考 慮 道 路 交 通 遮 断 装 置
			自 郡市 郡市	至 町村字 町村字							延長 (km)	通 行 止 実 績 回 数		
34	1 1 8 号	常陸大宮	常陸大宮市盛金993	2.2	17,456	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	なし	B-2	-	0	0.0	S46	
35	1 2 3 号	大宮水戸	常陸大宮市盛金1,494 東茨城郡城里町石塚	0.3	7,152	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)123号バイパス	B-2	-	0	0.0	H4	
36	1 2 5 号	境	東茨城郡城里町石塚 古河市西牛谷 古河市旭町	0.8	16,916	パトロールにより危険が予想される場合	道路冠水	(一)境間々田線 (主)つくば古河線 (国)4号	A-1	-	0	0.0	H6	
国	道	計	3 区	3.3					A-1 B-4 C-0	-	0	0.0		

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 (通 行 止)	条 件	危 険 内 容	迂 回	道 路 情 報 板	道 路 モ ニ タ ー	前 年 度		指 定 年 度	考 慮 道路交通 遮断装置
			自 至	町村字 町村字								延長 (km)	通行止実績 回数		
37	(7 号) 石 岡 筑 西 線 土 浦		石岡市上會		15,661	パトロールにより危険が予想される場合	落 石 法 面 崩 落	な し	B-1 C-1	-	0	0.0	S53		
38	(7 号) 石 岡 筑 西 線 筑 西		石岡市上會		15,661	パトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(主)つくば益子線	B-1	-	0	0.0	S53		
39	(1 7 号) 結 城 野 田 線 境		桜川市真壁町山尾		25,208	パトロールにより危険が予想される場合	道 路 冠 水	(主)つくば吾河線, 土浦院線 (国) 3 5 4 号 (一) 中里坂東線	なし	-	0	0.0	H14		
40	(2 2 号) 北 茨 城 大 子 線 常 陸		猿島郡境町住吉町		1,888	パトロールにより危険が予想される場合	路 肩 崩 落	(国) 4 6 1 号 (一) 上君田大能線	B-1	-	0	0.0	S61		
41	(3 6 号) 日 立 山 方 線 高 萩		常陸太田市小中町		12,683	パトロールにより危険が予想される場合	路 肩 崩 落	(主)日立いわき線	C-2	-	0	0.0	H4		
42	(4 2 号) 笠 間 つ く ば 線 土 浦		日立市宮田町		2,557	パトロールにより危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(主)土王里美線	B-1	-	0	0.0	S58		
43	(6 4 号) 土 浦 笠 間 線 土 浦		石岡市小幡		2,019	パトロールにより危険が予想される場合	落 石 土 砂 崩 落 法 面 崩 落	(主)筑西つくば線 (一)石岡つくば線 (一)月岡真壁線	B-1 C-4	-	0	0.0	S53		
44	(6 4 号) 土 浦 笠 間 線 筑 西		つくば市沼田		2,019	パトロールにより危険が予想される場合	崩 土 砂 崩 落 法 面 崩 落	な し	C-1	-	0	0.0	S53		
主 要 地 方 道 計			8	区					A-0 B-4 C-9	-	0	0.0			

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別一般県道

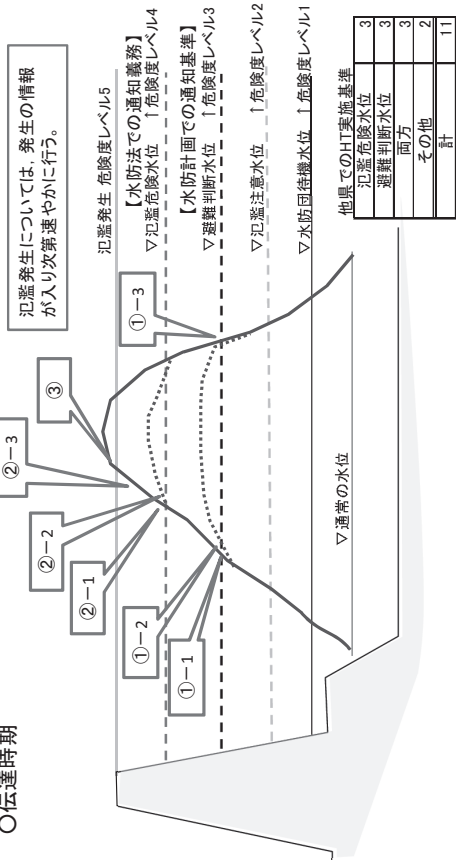
図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 (通 行 止)	危 険 内 容	迂 回	道 路 情 報 板	道 路 モ 二 タ ー	前 年 度		考 考 備 備 道 道 路 路 交 交 通 通 遮 遮 断 断 装 装 置 置
			自	至							延 長 (km)	通 行 止 実 績 回 数	
45	(150号) 岡真壁線	土浦	石岡市小幡	石岡市小幡	1,824	パトロールにより危険が予想される場合	落石 法面崩落	なし	C-1	-	0	0.0	S53
46	(150号) 岡真壁線	西筑	桜川市真壁町山尾	桜川市真壁町田	1,824	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	(主)つくば益子線	B-1	-	0	0.0	S53
47	(153号) 沼磯原線	高萩	北茨城市華川町水沼	北茨城市華川町小豆畑	1,487	パトロールにより危険が予想される場合	路肩崩落 土砂崩落	(主)浦大津港線 (主)日立いわき線	C-2	-	0	0.0	S53
48	(159号) 上野宮下金沢線	大子	久慈郡大子町榎野地	久慈郡大子町左真	686	パトロールにより危険が予想される場合	落石 路肩崩落	(主)須賀川大子線 (国)461号線 (主)梨沢大子線	C-1	-	0	0.0	S53
49	(163号) 下櫛沢上小瀬線	常陸大宮	常陸大宮市上小瀬2,693-1	常陸大宮市上小瀬5,436-3	476	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	(主)長沢水戸線	C-2	-	0	0.0	S53
50	(196号) 石井大子線	大子	久慈郡大子町中郷	久慈郡大子町中郷	919	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)118号 (主)大子那須線	なし	-	0	0.0	S46
51	(226号) 鶏足山片庭線	水戸	笠間市片庭字片倉	笠間市片庭由良右	465	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(主)笠間緒川線 (主)鶏足山線	なし	-	0	0.0	H1
52	(228号) 原中田線	境	古河市大堤	古河市大堤	4,170	パトロールにより危険が予想される場合	道路冠水	(国)4号 (国)354号 (主)つくば古河線	なし	-	0	0.0	H14
53	(248号) 八溝山公園線	大子	久慈郡大子町上野宮1,532-6	久慈郡大子町上野宮2,146-2	295	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(主)大子那須線	なし	-	0	0.0	H1
54	(286号) 深沢岩瀬線	西筑	桜川市門毛	桜川市門毛	793	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	(主)西小幡真岡線	B-1 C-2	-	0	0.0	S53
55	(322号) 諸沢西金停車場線	常陸大宮	常陸大宮市諸沢5,031	常陸大宮市北富田955	651	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	なし	-	0	0.0	S53
56	(322号) 諸沢西金停車場線	大子	久慈郡大子町西金	久慈郡大子町西金	651	パトロールにより危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)118号 (主)常陸太田那須烏山線	なし	-	0	0.0	S46
一 般 県 道 計			1	2	30.0	区 間			A-0 B-2 C-8	-	0	0.0	
都 道 府 県 道 合 計			2	0	54.4	区 間			A-0 B-6 C-17	-	0	0.0	

道路冠水危険箇所一覧

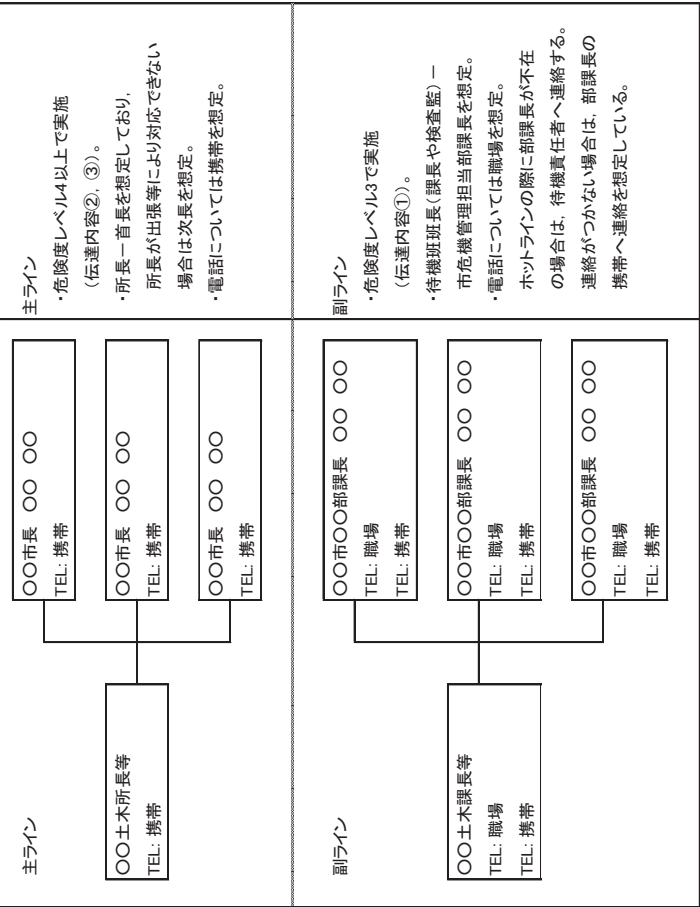
No.	道路 管理者	市町村名	道路種別	路線名	地先名又は通称名	
1	高萩工事	日立市	国道	245号	日立市幸町（JR高架下）	
2		日立市	県道	日立笠間線	日立市多賀町（JR高架下）	
3		日立市	国道	293号	日立市留町（JR高架下）	
4	竜ヶ崎工事	守谷市	県道	野田牛久線	守谷市守谷 （つくばエクスプレス守谷駅下）	
5		守谷市	県道	守谷流山線	国道294号交差部	
6		阿見町	県道	竜ヶ崎阿見線	阿見町吉原 阿見アウトレットモール脇 阿見東ICダイレクトアクセス道路	
7	土浦土木	つくば市	県道	土浦境線	つくば市花室（花室トンネル）	
8		つくば市	県道	妻木赤塚線	つくば市稲荷前（稲荷前跨道橋）	
9	筑西土木	筑西市	県道	石岡筑西線	筑西市下中山（JR水戸線高架下）	
10	市	水戸市	市道	駅南2号線	水戸市桜川1-1-6地先 駅南大橋下	
11		水戸市	市道	河和田244号線	水戸市河和田2丁目51番地 JR常磐線下	
12		土浦市	市道	大和4号線 有明2号線	川口二丁目（川口立体道） 土浦高架道JR常磐線下	
13		龍ヶ崎市	市道	市道1-196号 市道6-16号	龍ヶ崎市若柴町3317-7地先 県道竜ヶ崎潮来線下（佐貫駅南）	
14		下妻市	市道	市道2476号	下妻市下妻乙459-1地先 国道125号下 関東鉄道常総線脇	
15		高萩市	市道	市道1747号	高萩市赤浜1216-4地先 塚田跨道橋下	
16		笠間市	市道	市道（友）3031号	笠間市鴻巣657-230地先 JR常磐線下 友部駅東側	
17		笠間市	市道	市道（岩）Ⅱ級19号	笠間市安居2234-1地先 常磐自動車道下	
18		笠間市	市道	市道（笠）0237号	笠間市来栖549-5地先 JR水戸線下 笠間駅西側	
19		取手市	市道	市道2-3268号線	取手市新川 国道6号藤代バイパス下	
20		取手市	市道	市道2-3271号線	取手市新川 国道6号藤代バイパス下	
21		取手市	市道	市道2-3066号線	取手市大曲 国道6号藤代バイパス下	
22		取手市	市道	市道2-3098号線	取手市大曲 国道6号藤代バイパス下	
23		取手市	市道	市道0219号線	取手市小浮気 国道6号藤代バイパス下 小浮気隧道	
24		取手市	市道	市道0114号線	取手市白山5丁目 関東鉄道常総線下	
25		牛久市	市道	市道63号線	牛久市ひたち野東5丁目1番地先 JR常磐線下 ひたち野うしく駅南側	
26		牛久市	市道	市道3042号線	牛久市ひたち野東1丁目22番地先 JR常磐線下 ひたち野うしく駅北側	
27		潮来市	市道	市道（牛）1019号線	潮来市永山763-1地先 国道51号線下	
28		守谷市	市道	市道3650号	守谷市ひがし野1丁目 （つくばエクスプレス高架下）	
29		筑西市	市道	市道下5B-700号線	筑西市下岡崎1丁目10番地先 岡崎跨道橋 JR水戸線下 中央図書館西側	
30		桜川市	市道	岩0112号線	桜川市加茂部 JR加茂部架道橋 JA岩瀬町東部支所北側	
31		国	水戸市	直轄国道	50号BP	千波立体（サントル千波）
32		NEXCO	つくばみらい市	高速道路	常磐自動車道	谷和原IC Hランプ

河川ホットライン運用(案)

○伝達時期



○伝達体制



○伝達時期及び内容

- 対象河川は、洪水予報河川、水位周知河川とし、避難判断水位、氾濫危険水位、氾濫発生を目安にホットラインを行う。
- 水位上昇、上流部等での天候を勘案し、概ね以下の表で伝達を行う。

伝達時期	伝達内容
避難判断水位	①-1【警戒レベル3相当情報(洪水)】高齢者等避難に相当する避難判断水位を超過し、今後、更に水位上昇の可能性がある。観測所(〇〇付近)の現状で天端まで〇〇cmですが、下流部の〇〇付近等(ネック箇所等の重要水防箇所)ではもっと危険な箇所がある。 ①-2【警戒レベル3相当情報(洪水)】高齢者等避難に相当する避難判断水位を超過したが、今後、停滞又は下降し氾濫危険水位までは上昇しない。 ①-3避難判断水位を下回り、今後下降する。
氾濫危険水位	②-1【警戒レベル4相当情報(洪水)】避難指示発令に相当する氾濫危険水位を超過し、今後も水位上昇の可能性がある。〇〇観測所(〇〇付近)の現状で天端まで〇〇cmですが、下流部の〇〇付近等(ネック箇所等の重要水防箇所)ではもっと危険な箇所がある。 ②-2【警戒レベル4相当情報(洪水)】避難指示発令に相当する氾濫危険水位を超過したが、今後、停滞又は下降する。 ②-3〇〇観測所では、まもなく堤防天端に到達する。下流部の〇〇付近等(ネック箇所、重要水防箇所等)では氾濫が発生している可能性がある。
氾濫発生(随時)	③【警戒レベル5相当情報(洪水)】〇〇観測所では、堤防天端に水位が到達した。〇〇観測所付近で氾濫が発生する可能性がある。(〇〇市〇〇で氾濫が発生した。)

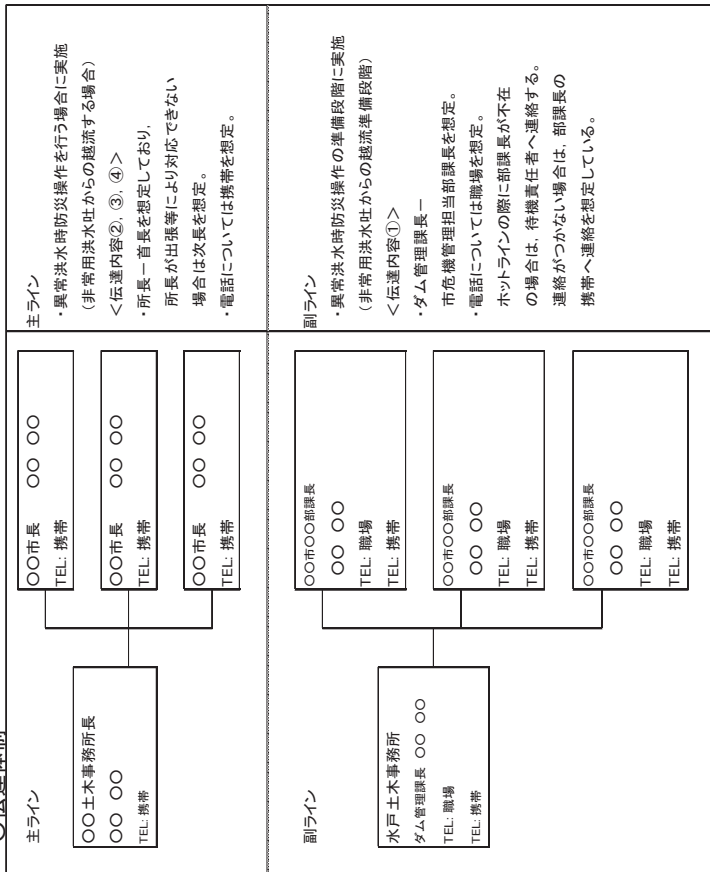
○ホットライン記録票

日時	平成	年	月	日	AM	PM	時	分	ホットラインを実施した日時
相手方									市(町・村)長・部長・課長
実施者									事務所・工務所 所長・次長・班長
伝達時期									①避難判断水位 ②氾濫危険水位 ③氾濫発生
伝達内容									その他:

※ホットラインを実施した場合は、ホットライン記録票を河川課宛FAXしてください。

ダムホットライン運用(案)

○伝達体制



○伝達時期及び内容

- ・ダムからの異常洪水時防災操作や非常用洪水吐からの越流の情報を、ホットラインにて情報提供を行う。
- ・水位上昇、上流部等での天候を勘案し、概ね以下の表で伝達を行う。(河川とも連係し、下流河川の情報と併せて連絡)

伝達時期	伝達内容
①異常洪水時防災操作 準備	①異常洪水時防災操作の準備に入った。 計画規模を超える流入量が予想されるため、異常洪水時防災操作に移行する可能性がある。 (操作を実施した場合は、下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
②異常洪水時防災操作 1H前	②約1時間後に、異常洪水時防災操作に移行する予定である。 ダムの貯水量が満杯になった場合に、操作に移行する。 (操作を実施した場合は、下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
③異常洪水時防災操作 開始	③異常洪水時防災操作に移行した。 ダムから流す量をダムに入る量に徐々に近づける。 (下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性がある。)
④異常洪水時防災操作 終了	④流入量が計画最大流入量を下回ったため、異常洪水時防災操作を終了する。 (下流に被害が発生(拡大)する可能性は低く、ご注意願います。)

<ゲート操作の無いダム>

伝達時期	伝達内容
①計画高水流量 70%到達	①流入量が計画高水流量の70%に到達した。 非常用洪水吐から越流する可能性がある。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
②非常用洪水吐 越流 1H前	②約1時間後に非常用洪水吐から越流する見込みである。 ダムの貯水量が満杯になった場合に、越流する。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性が高まる。)
③非常用洪水吐 越流 開始	③非常用洪水吐から越流が開始した。ダムの貯水量を使い切ったため、ダムに入る量がダムから越流する。(下流で大きな被害が発生(拡大)する可能性がある。)
④非常用洪水吐 越流 終了	④流入量が減少し、非常用洪水吐からの越流が終了した。 (下流に被害が発生(拡大)する可能性は低く、ご注意願います。)

ゲート操作の有るダム

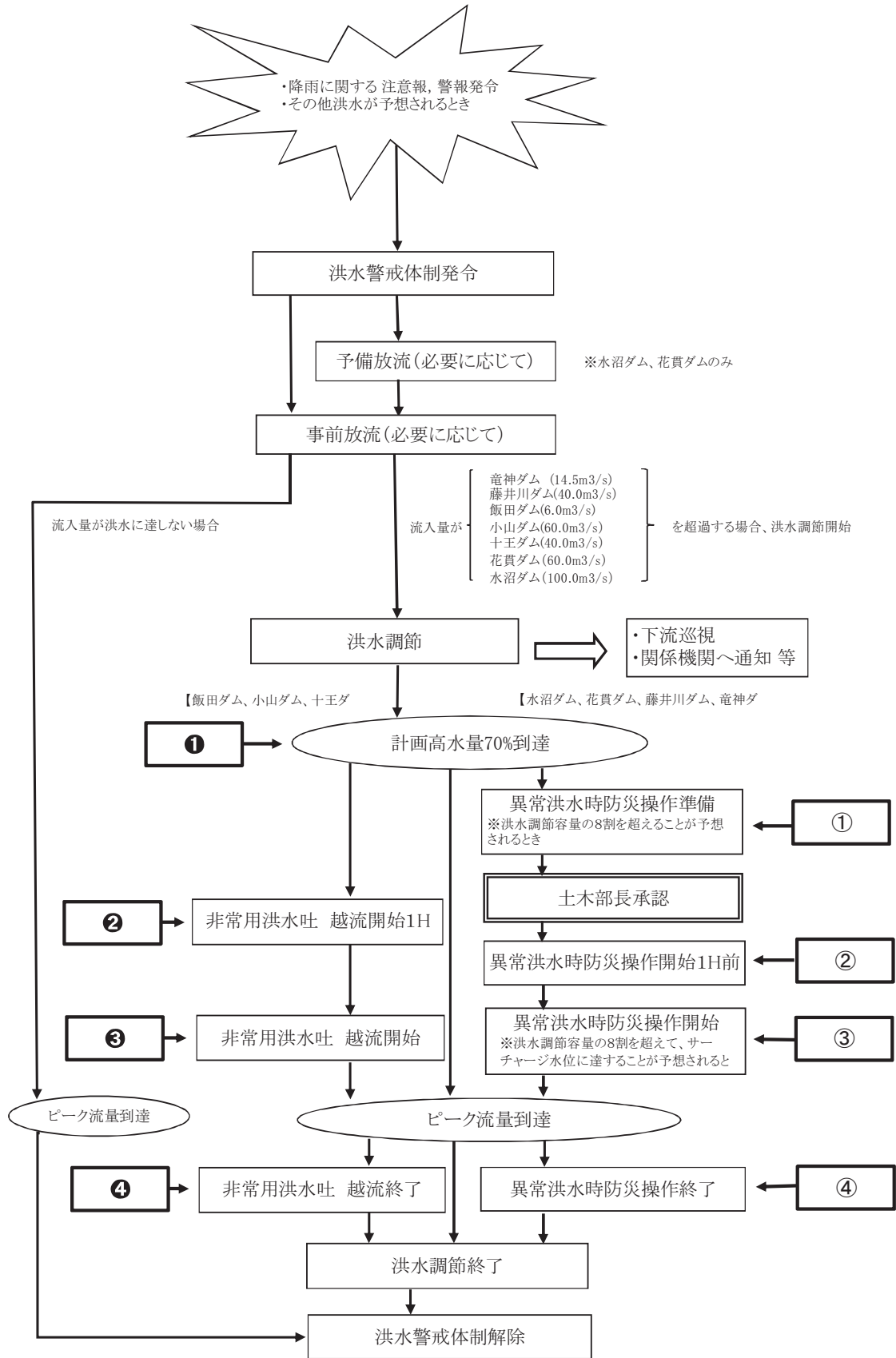
日時	平成	年	月	日	AM	PM	時	分
相手方	市・町・村							
実施者	市・町・村 所長・部長・課長							
伝達時期	異常洪水時防災操作について ①計画高水流量 70%到達 ②防災操作の準備 ③防災操作の開始 ④防災操作の終了							
伝達内容	その他:							

ゲート操作の無いダム

日時	平成	年	月	日	AM	PM	時	分
相手方	市・町・村							
実施者	市・町・村 所長・部長・課長							
伝達時期	異常洪水吐からの越流について ①計画高水流量 70%到達 ②非常用洪水吐からの越流の準備							
伝達内容	その他:							

※ホットラインを実施した場合は、ホットライン記録票を河川課宛FAXしてください。

ダム洪水調節フロー（ダムホットライン・知事業務報告・資料提供 伝達時期）



- 注(1) 洪水警戒体制は発令から解除まで土木(工事)事務所長の判断で実施。
 (2) ダムの操作状況は所長より河川課水防災・砂防対策室へ報告し、水防災・砂防対策室より国へ報告する。
 (3) 「異常洪水時防災操作(緊急放流)」に関する事項は土木部長の承認を受ける。
 (4) ピーク流量到達の時期については、状況によりフロー順番が異なる場合がある。

河川の共同点検実施要領（案）

1. 目的

平成29年6月20日に国土交通省よりとりまとめられた、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画において、取組の一つとなっている、的確な水防活動のための取組として、河川管理者と水防活動に係る関係者（水防管理者、水防団員、沿川住民等）が共同して、重要水防箇所等を点検し、出水時において適切な対応がとれるよう情報共有を行うことを目的とする。

2. 共同点検の対象

管内全市町村における重要水防箇所等特に注意すべき箇所
（重要水防箇所等のリスクが無い市町村は除く）

3. 点検内容の詳細

- ・箇所及びリスク種別の確認
- ・リスク種別に対する想定される水防活動の確認
- ・情報入手方法の広報（水位観測局の位置や基準水位等の説明）

4. 提出内容

別添様式「共同点検実施報告」、「共同点検実施整理表」により提出

5. 提出先

河川課 水防災・砂防対策室

6. 提出期限

毎年5月末日まで

〇〇川共同点検実施報告

〇〇川について〇〇〇と共同点検を実施

<p data-bbox="496 1585 550 2011">共同点検実施箇所位置図</p> <p data-bbox="778 1697 833 1845">位置図</p>	<p data-bbox="660 1102 715 1227">写真1</p> <p data-bbox="1126 1097 1181 1227">写真2</p>	<p data-bbox="491 483 529 613">実施概要</p> <p data-bbox="550 483 622 819">1. 一級水系前川 令和 年 月 日 ()</p> <p data-bbox="657 703 695 819">2. 参加者</p> <p data-bbox="798 672 836 819">3. 点検内容</p> <p data-bbox="938 672 976 819">4. 選定理由</p> <p data-bbox="1114 591 1152 819">5. 課題と対策方法</p>
---	---	---

記載例：涸沼川共同点検実施報告

○涸沼川について笠間市と共同点検を実施
 涸沼川の笠間市区間において、笠間～加賀田約17kmの重要水防区間で笠間市と共同点検を実施しました。

共同点検実施箇所位置図

共同点検を行って
 いる、県と市の両
 方が映るように。
 説明と指差し等で
 の確認を1枚ずつ

**● 涸沼川
 笠間市笠間地先**

実施概要

- 1.一級水系涸沼川
 令和4年〇月〇〇日(金)午後
- 2.参加者
 水戸土木事務所河川整備課
 笠間市総務課危機管理室
- 3.点検内容
 重要水防における
 - ・箇所(延長、左右岸等)
 - ・重要度(種別、階級)
 - ・想定される水防工法(積土のう)
 - ・過去の水害実績
- 4.選定理由
 笠間市笠間において、氾濫により笠間市役所が浸水の恐れがあるため、水防管理者である笠間市と水害リスク情報について、情報共有を図った。
- 5.課題と対策方法
 団員減少のため、土のうでは時間を要するため、水のうを貸与して欲しいとの要望があった。

共同点検実施整理表(R4)

〇〇土木事務所

	市町村名	河川名	字名	ランドマーク	重要水防箇所	
					該当or非該当	R4重水番号
例	笠間市	酒沼川	笠間～加賀田	〇〇橋～〇〇橋	○	水戸-7
1	潮来市	夜越川	堀之内		○	潮来-1
2	潮来市	前川	潮来～辻(右岸)		○	潮来-2
3	潮来市	前川	潮来～辻(左岸)		○	潮来-3
4	潮来市	前川	辻～曲松南		○	潮来-4
5	潮来市	稲井川	辻		○	潮来-5
6						
7						
8						
9						
10						